

概要版

第2次鶴岡市環境基本計画

ひと 自然 いのち輝く 未来へつなぐまち 作るおか
～みんなで実現するゼロ・カーボンシティ～



令和9年3月 改訂
鶴岡市

鶴岡市エコキャラ「みどりちゃん」

計画策定の背景と改定（中間見直し）の趣旨

近年頻発する豪雨など気候変動の影響、プラスチックごみによる海洋汚染、生態系の変化や生物多様性の損失など、今日の環境問題が世界的にも地域的にも危機的な状況となっており、私たちの生活にも悪影響を及ぼしつつあります。

本市では、「鶴岡市環境基本計画(第1次)」が計画の終期を迎えたことから、本市における環境に関する状況や社会情勢等の変化等による新たな課題に的確に対応し、今後の環境施策を計画的に実施するため、2022(令和4)年10月に「第2次鶴岡市環境基本計画」を策定しました。

本計画策定後、GXの取組の進展、また、エネルギー価格の高騰や循環経済移行への社会的要請、有機フッ素化合物「PFAS」による環境汚染や健康被害への懸念、野生鳥獣による被害や生活領域への出没増等新たな課題が発生しました。こうした状況の変化や、本計画に基づくこれまでの取組の成果・課題、進捗状況等を踏まえ、より実効性のある取組を推進するため、改定（中間見直し）を行うものです。



鶴岡市ゼロカーボンシティ宣言

鶴岡市は、豊かな自然環境に恵まれ、農林水産業を基幹産業とし、文化の薫り高いまちを形成してきました。この豊かな自然や、貴重な歴史的・文化的な資源は、将来の世に長く引き継いでいかなければなりません。

しかし、私たちが取り巻く自然環境は、人間の活動で排出される温室効果ガスの影響により、台風の巨大化や集中豪雨等の異常気象による災害が多発し、安全・安心な生活が脅かされています。

これらの課題を解決するため、2015年に合意されたパリ協定や2018年に公表されたIPCC（国連の気候に関する政府間パネル）の特別報告書では、「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

本市は、2020年7月にSDGs未来都市に選定されており、環境、経済、社会、3つの側面から持続可能な発展を実現し、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会づくりに取り組んでいます。

これまで、下水道の消化ガス発電と余熱による農作物の栽培や未利用温泉熱利用、小水力発電、森林再生など、環境分野のみならず、幅広い分野で二酸化炭素削減に先進的に取り組んできました。

また、2021年4月に稼働したごみ焼却施設では、焼却による熱を利用して発電を行い、その電力を小中学校等で利用する電力の地産地消事業や自家消費電力の環境価値の有効活用事業など、資源循環型社会の拠点として新たな取組みを進めています。

鶴岡市は、かけがえのない故郷を次の世代につないでいくため、豊富な地域資源の最大限の活用と、市民や事業者など多様な主体との連携により、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」に挑戦することをここに宣言します。

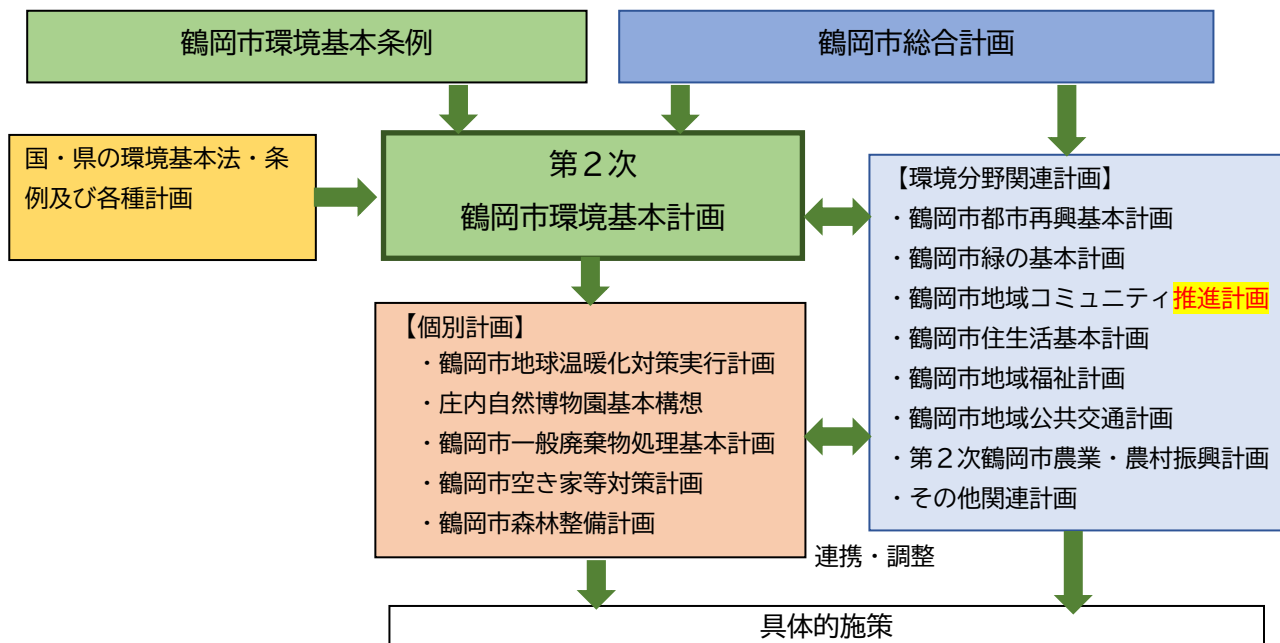
令和3年4月17日
鶴岡市長 皆川 治



鶴岡市は、2021(R3)年4月にゼロカーボンシティを宣言しました。

計画の性格と位置づけ

本計画は、「鶴岡市環境基本条例」に基づき策定する、本市における環境の保全・活用・継承に関し最も基本となる計画です。各分野の施策や事業は、本計画との整合を相互に図り、環境への配慮の視点を入れながら推進していきます。



ひと 自然 いのち輝く 未来へつなぐまち つかおか ～みんなで実現するゼロ・カーボンシティ～

計画のテーマ：ゼロカーボンシティへの挑戦

市民・事業者・行政が協力・連携しながら「みんな」でゼロカーボンを実現し、環境を守り続け共存していくことにより、ひと・自然、全ての「いのち」が輝き続けていくことを基本的な理念として、本市のめざす環境像としています。

6つ施策の柱と計画の期間

「めざす環境像」の実現に向けて、本計画では、次の6つの施策の柱のもと、取り組みを進めていきます。持続可能な社会を創り、けん引していく「人づくり」が全ての基盤であるとの考えに基づき、施策の柱1「持続可能な社会をけん引する人づくりと市民、事業者総ぐるみによる運動の展開」を、**全体に共通する施策**として位置付けます。また、計画の期間を2022(令和4)年度から2031(令和13)年度までの10年間とします。

6つの施策の柱

1. 持続可能な社会をけん引する人づくりと市民、事業者総ぐるみによる運動の展開
市民一人ひとり、事業者各々が環境問題を「自分のこと」として捉えられるよう、意識改革・行動変容を促す総ぐるみの運動を展開します。
2. 気候変動対策による環境と成長の好循環(グリーン成長)の実現
温室効果ガスの排出削減対策と森林整備による吸収源対策の総合的な気候変動対策に取り組み、グリーン成長の実現を目指します。
3. 再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化
自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和や地域との協調のもと、再生可能エネルギーの活用による産業振興と地域課題の解決を図ります。
4. 3Rの推進による循環型社会の構築
市民、事業者、行政等の協働による3Rを推進し、市内におけるごみの発生量の最小化と資源循環を進めます。
5. 生物多様性の保全と活用による自然共生社会の構築
生物多様性がもたらす豊かな恵みを楽しむとともに、県内で唯一ラムサール条約登録湿地となっているなど、本市ならではの環境資産を活用した取組により地域の活性化を図ります。
6. 良好な大気・水・生活環境の確保と次世代への継承
市民が健康で安全安心な生活を送ることができるよう、大気、水、生活環境を保全し、良好な状態で次世代に引き継ぎます。

6つ施策の柱と施策の展開方向

「めざす環境像」の実現に向けて、本計画では、次の6つの施策の柱のもと、施策の展開方向を定めます。

【施策の柱1】

持続可能な社会をけん引する人づくりと
市民、事業者総ぐるみによる運動の展開



- (1)環境問題を「**自分のこと**」と捉えるための意識改革・行動変容の促進、市民、事業者**総ぐるみ**による運動の展開
- (2)**担い手**の発掘・育成と活躍できる環境づくり
- (3)**学習機会**の充実
- (4)**パートナーシップ**の充実・強化

【施策の柱2】

気候変動対策による環境と成長の好循環
(グリーン成長)の実現



- (1)**気候変動対策**の緩和策の推進
- (2)気候変動の影響への**適応策**の推進
- (3)**成長戦略**としての環境の取組の推進

【施策の柱3】

再生可能エネルギーの導入拡大による地
域の活性化



- (1)再生可能エネルギーの**地産地消**
- (2)地球温暖化対策として**の省エネの推進及び**再生可能エネルギーの導入拡大・利用促進
- (3)地域資源活用による**経済循環及び地域課題の解決**
- (4)**エネルギー供給の災害対応力**(レジリエンス)の強化
- (5)**自然環境や歴史・文化等との調和**を図った再生可能エネルギー導入促進

【施策の柱4】

3Rの推進による循環型社会の構築



- (1)**ごみの減量・資源化(3R)**の推進
- (2)環境負荷の少ない、**適正かつ安定的なごみ処理**の推進
- (3)**災害廃棄物処理体制**の強化
- (4)**食品ロス削減**の推進

【施策の柱5】

生物多様性の保全と活用による自然
共生社会の構築



- (1)生物多様性の**保全**
- (2)自然環境との**共生**
- (3)環境資産の**活用・継承**

【施策の柱6】

良好な大気・水・生活環境の確保と
次世代への継承



- (1)**大気環境**の保全
- (2)**水環境・水資源**の保全・活用
- (3)**土壌環境・地盤環境**の保全
- (4)**化学物質漏洩や災害時の環境リスク**の低減
- (5)**公害被害等**の防止と解決
- (6)**環境美化**の推進
- (7)**野生鳥獣**による被害への対応
- (8)**不良空き家等**の発生抑制と適正管理

施策の柱1 持続可能な社会をけん引する人づくりと 市民・事業者総ぐるみによる運動の展開



目指す将来の姿

- **脱炭素**への**挑戦**は必然であるとともに、「負担」ではなく「質の高い暮らしにつながるもの」とであるという意識を持ち、前向きに取り組んでいる。
- 全ての世代の市民一人ひとり、事業者各々が環境問題を「自分のこと」として捉えるとともに、自ら「気づき」、「考え」、「判断」し、環境に配慮した「行動」を実践している。
- 次代をけん引する若者たちが環境に関心を持ち、保全等に向けた率先行動を起こし、周囲の人々の行動にもポジティブな影響を与えている。
- 地域の豊かな自然環境資源に接し体験することで、環境保全意識が高まり、郷土愛が育まれている。

主な取組

主体	取組例
市 民	・ 節電、節水など暮らしの脱炭素化を進める。 ・ 省エネ住宅への転換を検討する。 ・ エコカー、再エネ設備、省エネ家電の導入を検討する。 ・ 宅配の再配達防止に努める。 ・ 環境保全活動や自然体験活動へ積極的に参加する。 ・ 生活様式の変遷、昔ながらの生活の知識や経験を若者・子どもに伝える。
事業者	・ 環境マネジメントシステムを導入し、それに基づく従業員・職員に対する環境教育を実施する。 ・ 高効率省エネ設備、再エネ設備、エコカーの導入、テレワークの活用など環境負荷低減につながる取組を実践する。 ・ 環境保全活動への積極的な参加及び従業員が活動に参加しやすい社内体制をつくる。 ・ SDGs・GX・SBT・RE100・ESG投資等への関心を高め、経営に取り入れる。
市	・ 地域資源を活用した環境・学習活動の場の提供を行う。 ・ 地域の環境教育・学習活動を担う次世代の人材の発掘・育成を行う。 ・ 地域の環境に関する情報の収集・発信を行う。 ・ 地域の環境保全に関する啓発を行う。

評価指標

指 標	策 定 時	現 状	目 標
環境学習への参加者数（環境717+体験型環境教室+リサイクル教室等）（年間）	3,505人（R1）	3,630人（R7）	5,000人（R13）
環境保全活動への参加者数（一斉清掃+グリーン作戦+河川清掃）（年間）	25,102人（R3）	25,503人（R7）	26,000人（R13）
「つるおかSDGs推進パートナー」登録企業・団体数（※）	53企業・団体（R3）	130企業・団体（R7）	300企業・団体（R12）

※目標値は、「鶴岡市第3期SDGs未来都市計画」で定めている2030（令和12）年度までの目標値

施策の柱2 気候変動対策による環境と成長の好循環 (グリーン成長)の実現



目指す将来の姿

- 市民の行動変容や事業者のSDGs経営の浸透により、高い生産性と自立・循環的な経済、環境保全が両立し、地方圏における人口10万人規模の輝ける・活力ある持続可能な拠点都市が実現している。
- 市民情報の適切な収集・蓄積・活用と効果的・効率的な行政サービスを提供する「デジタルガバメント」を進めるとともに、Society5.0 25・未来技術などを積極的に導入し、中山間地域を含めた移動の利便性、健康・予防情報の提供、防災・減災システムなどを構築する。これにより、鶴岡市と市民のニーズ・課題に応える「スマートシティ」を実現し、市民が豊かさを実感できる「身体的、精神的、社会的に満たされた地域社会」を形成している。
- 森、里、川、海の自然の恵みの宝庫となっており、これらの恵みを環境に配慮された持続可能な形でエネルギー・食文化・観光資源等として活用し、まち全体が活性化している。
- 市民が気候変動への危機意識を持ちながら、その影響に適応し、安全・安心に暮らしている。

主な取組

主体	取組例
市民	・デカボMYスコア等の活用により日常生活でのCO2排出量を「見える化」し、減らせる部分を把握して意識を変化させる。 ・エコ商品・リサイクル製品の購入、地産地消、CO2排出の少ない電力の選択などの「エシカル消費」に取り組む。 ・高い断熱性能や再エネ設備を備えた住まいづくりにより、住宅における脱炭素化を図る。 ・省エネ性能に優れた家電製品を選ぶ、冷暖房時は適切な温度設定を行うなど、効率的にエネルギーを利用する。 ・3Rを徹底し、使い捨てのプラスチック容器等の使用抑制、食品ロスの削減などにより、ごみの発生量を最小化する。 ・電気自動車などの次世代自動車への買替え、徒歩や自転車の利用によるマイカー使用の抑制、エコドライブの実践等を行う。 ・日頃からハザードマップや災害時の避難経路の確認、熱中症予防など、個人ができる適応策に取り組む。
事業者	・事業活動が環境や地域に及ぼす影響を考慮し、環境保全につながる事業運営に努める。 ・脱炭素は成長につながるとの意識を持ち、経営戦略としてGXや脱炭素経営の取組を行う。 ・高効率設備や再エネ設備等の導入、事業所・工場等建物のZEB化等により、CO2排出量を削減する。 ・効率的な貨物の輸配送、次世代自動車の導入、エコドライブの実践等を進め、自動車利用による環境への負荷を最小化する。 ・気候変動が事業活動に与える影響やリスクを把握し、適応の考え方を取り入れた経営戦略やマネジメントシステムを導入する。
市	・気候変動対策を推進し、地域内における省エネ対策、再生可能エネルギーの導入及びCO2吸収源対策に積極的に取り組む。 ・住民、事業者に対し、脱炭素社会構築や気候変動への適応に関する普及啓発や情報提供を行い、住民の理解と意識向上を図る。 ・公共施設の省エネ化等温室効果ガス排出削減に率先して取り組み、地域の事業者、住民への波及を図る。

評価指標

指 標	現 状	目 標	目 標
温室効果ガス排出量削減率 2013 (H25) 年度比	△20% (R1)	△17% (R5)	△50% (R13)
環境マネジメントシステム(※)に基づく取組みを行っている事業所数	9事業所 (R3)	9事業所 (R7)	10事業所 (R13)
民有林における間伐面積(年間)	102.68ha (R3)	117.51ha (R7)	300.00ha (R13)

※ISO14001、エコアクション21

施策の柱3 再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化

目指す将来の姿



- 自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和や地域との協調のもと、太陽光や風力、中小水力などの再生可能エネルギー発電施設の導入が促進され、大規模な発電や災害時の電熱源確保が図られている。
- 地域で生産された再生可能エネルギーが地域内で効率的に消費（省エネ）され、エネルギーの地産地消が実現している。
- 再生可能エネルギー導入に係る施設整備やメンテナンスなど、地域の様々な事業主体が再生可能エネルギー事業に携わることにより、地域の雇用・利益・環境価値の創出等、**地域と共生した再生可能エネルギーの導入により生み出された利益を地域に還元する仕組みが構築され、地域振興、地域活性化が図られている。**

主な取組

主体	取組例
市 民	・「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、再生可能エネルギーが有する環境価値への理解を深める。 ・助成制度の有効活用により、自宅に再エネ設備等を導入し、環境に配慮した暮らしの実践や災害等による停電に備える。 ・地域で再生可能エネルギー発電施設の計画があるときは、必要性を理解し、地域住民の総意として意見集約に努める。
事業者	・自然環境や景観等と調和し、地域住民や関係者と協調した、地域への利益還元につながる再生可能エネルギーの導入を図る。 ・事業計画の早い段階から、住民や関係者に丁寧に説明し、理解を得る。 ・環境アセスメントを行う場合、住民に環境アセスメント制度を説明する機会を設け、住民に正しく理解してもらうよう努める。 ・助成制度の有効活用により、再エネ設備等を導入し、環境に配慮した暮らしの実践や災害等による停電に備える。
市	・再生可能エネルギーに関する普及・啓発を図り、住宅等への設備導入を促進するとともに支援制度を拡充する。 ・事業者と地元住民の調整により信頼関係を構築し、地域活性化につながる持続可能な再生可能エネルギーの導入を促進する。

評価指標

指 標	現 状	目 標	目 標
再エネ補助（※）件数（累計）	406件（R3）	530件（R7）	800件（R13）
再生可能エネルギー発電量（年間）	2,961TJ（R3）	3,085TJ（R7）	3,800TJ（R13）

※鶴岡市再生可能エネルギー設備普及促進事業費補助金

施策の柱4 3Rの推進による循環型社会の構築

目指す将来の姿



- ごみの減量と資源化に重点を置いた3Rの取組である、発生抑制及び適正分別と資源化の徹底が推進され、循環型社会の形成に向けて積極的に取り組むライフスタイルやビジネススタイルが定着している。
- ごみの収集運搬、中間処理、最終処分過程で、安定的な運営がなされるとともに、環境負荷の低減とエネルギーの効率的な回収が推進されている。
- 不法投棄やポイ捨てはしない、させない、許さない地域づくりや、「裸足で歩ける庄内海岸」を目指した海岸漂着ごみ対策が推進され、市民の環境美化意識が醸成されている。
- 災害発生時にも廃棄物の適正な処理が実施できる安定的な廃棄物処理体制が構築されている。
- 食品ロス削減の取組により、家計の節約や事業者の製造・販売・流通コストの削減、本市の廃棄物処理経費の軽減が図られている。また、食べ物、本市の豊かな食文化を大切にし、生産等に携わる人々に対し感謝の心が育まれている。

主な取組

主体	取組例
市 民	・一人ひとりがごみ問題を「自分ごと」としてとらえ、3Rに取り組む。 ・危険なごみや市で処理できないごみについて、適正排出に努める。 ・ごみと資源の分別を徹底し、リサイクルの推進に努める。 ・製品の適切な長期利用やリユースに努め、地域の循環資源や再生可能資源を活用した製品・サービスを積極的に利用する。 ・料理の作り過ぎによる食べ残し、調理時の食材の過剰除去、未利用食品廃棄等により家庭で発生する食品ロスを削減する。
事業者	・事業活動から発生した廃棄物は可能な限り3Rを推進する。特に、廃プラスチックと紙類についてはリサイクルを推進する。 ・従業員に対する廃棄物処理に係る監督・指導を徹底し適正処理を推進するとともに、廃棄物発生抑制・リサイクルを促進する。 ・ペーパーレス化や過剰包装の抑制、食品ロスの削減など、生産・販売等の各段階でごみの減量に積極的に取り組む。
市	・ごみの減量・資源化の推進に向け、積極的かつ効果的な情報発信に努める。 ・ごみの収集・処理を適正に継続する。災害発生時など非常時においても、災害廃棄物の適正、円滑かつ迅速な処理を実施する。 ・市民がそれぞれの立場において食品ロス削減に取り組めるよう、その重要性について理解と関心を高める普及啓発を推進する。

評価指標

指 標	現 状	目 標	目 標
1人1日当たりの家庭系ごみの排出量（資源ごみを除く）	601 g (R3)	558 g (R7)	540 g (R13)
1人1日当たりの可燃ごみの排出量（事業系を含む）	799 g (R3)	764 g (R7)	755 g (R13)
最終処分率（※）	12.0% (R3)	11.6% (R7)	11.24% (R13)

※(可燃残渣+不燃残渣)÷(焼却施設への搬入総量+リサイクルプラザへの搬入総量)×100

施策の柱5 生物多様性の保全と活用による自然共生社会の構築

13 気候変動に
具体的な対策を



15 陸の豊かさも
守ろう



目指す将来の姿

- 生物多様性の重要性が広く認識され、多様な主体が保全活動に参加している。
- 生物多様性がもたらす豊かな恵みを享受し、持続的に活用している。
- 本市ならではの自然環境や景観などの環境資産を活かした取組みにより、地域が活性化している。

主な取組

主体	取組例
市 民	・希少な野生動植物などの捕獲や採取等を行わない。また、その生息・生育環境の保全活動に参加する。 ・地域固有の特性を有する生物種の交雑や喪失を防止するため、他地域から動植物を持ち込まない。 ・地域本来の自然環境に悪影響を与えるブラックバスやアライグマ等の侵略的な外来生物を野外に放出しない。 ・本市ならではの自然環境、河川等の美化活動、景観を活かした地域づくりや保全活動へ参加する。
事業者	・生態系に配慮しながら、事業所敷地内等の緑化や植栽を推進する。 ・地域の緑化運動や河川等の清掃美化活動への参加に協力する。 ・絶滅が危惧される野生動植物などの生息・生育環境を適正に保全し、生態系を壊さないよう環境配慮に努める。 ・本市の自然、歴史・文化等と調和した景観の形成に努める。
市	・自然学習交流館「ほとりあ」等における市民への自然環境学習の機会提供を行う。 ・市民の自然環境を活かした地域づくりなどへの支援を行うとともに、環境に配慮したまちづくりに取り組む。 ・森林環境譲与税を活用した森林整備等による更なる森林・林業施策を展開する。 ・本市ならではの自然環境や景観を保全し、環境資産の効果的な利用を図る。

評価指標

指 標	現 状	目 標	目 標
自然学習交流館「ほとりあ」の来館者数(年間)	24,935人 (H30)	25,000人 (R7)	25,000人 (R13)
国・県指定天然記念物	19件 (R3)	19件 (R7)	現状維持 (R13)
市指定天然記念物	26件 (R3)	26件 (R7)	現状維持 (R13)

施策の柱6 良好な大気・水・生活環境の確保と次世代への継承

目指す将来の姿

- 澄み渡る青空、赤川をはじめとした河川の清流、日本海など良好な環境が受け継がれ、里山、河川敷さや海岸等がレジャーなどとして市民に親しまれる空間となっている。
- 本市の豊かな森林の水源を涵養する機能が維持され、清らかで豊富な水資源が生活環境や経済活動に潤いを与えている。
- 鳥獣対策の推進により、人と野生鳥獣との適切な距離を保ち、市民生活の安全、安心が確保されている。



主な取組

主体	取組例
市民	・公共交通機関の利用による自動車使用の抑制などにより自動車排出ガスによる大気環境への負荷を減らす。 ・生活排水が未処理の世帯では下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置などにより河川等への汚濁負荷を減らす。 ・日常生活において、騒音、振動、悪臭等を発生させない。 ・家庭で農薬や化学肥料等の化学物質を使用するときは、適正に使用する。 ・地下水の過剰揚水は行わない。 ・日常生活における節水や雨水等の利用により水使用量を削減する。 ・クリーン作戦や河川・海岸等清掃活動に積極的に参加し、不法投棄のない地域づくりに協力することで、環境の美化に努める。 ・住宅地内で、潜み場となる藪、柿などの果樹の適正管理を行う。 ・クマの出没に関する情報に注意し、出没情報があった場合は外出を控える、住宅の出入口を施錠する等を徹底する。 ・空き家・空き地の適正管理と、使用しない空き家・空き地については、譲渡など有効活用について検討する。
事業者	・大気汚染、水質汚濁や騒音、振動、悪臭の規制基準の遵守はもとより、より一層の低減に努める。 ・節水の励行、雨水や中水等の利用施設の設置等による適切な水利用を行う。 ・化学物質の使用に当たっては、適正に管理し、事業活動における環境中への排出を抑制する。 ・廃液等を適正に管理し、万一流出事故が発生した場合には迅速な回収や流出防止の措置をする。 ・クリーン作戦や河川・海岸等清掃活動に積極的に参加し、環境の美化に努める。 ・農業者は、果樹をはじめとする農作物の適正管理や電気柵などによる侵入防止策を講じる。 ・フロン類を使用した業務用機器の定期点検を実施し、フロン類の漏洩を防止する。
市	・住民に対する大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の生活環境の保全に係る啓発を行い、地域の環境保全に努める。 ・住民等の公害苦情を迅速・適切に処理する。 ・海岸漂着物等の発生抑制に向けた啓発を推進するとともに、クリーン作戦の支援等を通じて、環境美化意識の醸成に努める。 ・廃棄物の適正処理に努めるとともに、ポイ捨て、不法投棄の未然防止を推進する。 ・市民に対して野生鳥獣に関する正しい情報提供を行う。 ・市民や事業者が取り組む鳥獣対策の支援を行うとともに、人の生活圏に出没した野生鳥獣に対する体制を強化する。 ・不良空き家等については所有者等に適正管理を求めるとともに、危険度の高い空き家については早期解体誘導を促す。 ・空き家等の放置により周辺住民等の人身・財産への危険が切迫した場合については、関連法令に基づき適切に対処する。

評価指標

指 標	現 状	目 標	目 標
水・大気環境基準達成率	光化学オキシダントのみ未達成 (R3)	光化学オキシダントのみ未達成 (R7)	100% (R13)
公害事案（基準値越え）件数	0件 (R3)	0件 (R7)	0件 (R13)
危険空き家解体補助件数(累計)	22件 (R3)	40件 (R7)	72件 (R13)